

CY Newsletter

Vol. 1

貸金業法施行令等改正:グループ間等の貸付に係る規制緩和

弁護士 古川 絵里

弁護士 河西 薫子

1. はじめに

貸金業規制の適用除外範囲を拡大する内容の、「貸金業法施行令等の一部を改正する政令」が、平成26年3月24日に公布され、同年4月1日に施行されました(以下「本件改正」といいます。)。本稿では、本件改正について概説します。

2. 本件改正の概要

本件改正は、資金需要者の保護の観点から支障がないと認められる下記①②の場面について、新たに明文で「貸金業」には該当しないとしたものです(貸金業法2条1項5号・同施行令1条の2第6号、同施行規則1条1項ないし5項)。

- ① 同一の「会社グループ」に属する会社間(親子・兄弟会社等の間)で行われる貸付
- ② 株主から合弁会社への貸付のうち、「全ての株主の同意」に基づくものであり、かつ、当該株主が合弁会社の「議決権の20%以上」を所有している場合の貸付

①の同一の「会社グループ」とは、ある会社とその「子会社」で構成される集団をいい、この子会社については、会社法上の考え方をそのまま導入し、議決権所有割合が過半数の場合と半数以下であるが40%以上である場合の二つの場合に分け、それぞれ下記の要件を満たす会社が子会社であるとしています(貸金業法施行令1条の2第6号イ、同施行規則1条2項・3項)。

議決権所有割合	子会社に該当するためのその他の要件
50%超	なし
40%以上 50%以下	次のいずれかに該当すること。 (1) ①自己、②その子会社及び③同一内容の議決権行使に同意している者等が所有する議決権合計が50%超 (2) 取締役等の50%超が自己の役員、使用人等 (3) 重要な財務・事業方針の決定を支配する契約等が存在 (4) ①自己及び②緊密な関係者の行う融資合計額の割合が50%超 (5) その他支配が推測される事実の存在

1 ある会社が自ら所有する議決権のほか、その子会社等が所有する議決権も含まれます。

なお会社法は、ある会社が所有する議決権の割合が40%未満であってもその他の要件を満たす一定の場合には子会社に該当する旨定めています。本改正では、こうした場合には、議決権所有割合が40%以上である上記の場合と同様の経済的一体性が会社間に必ずしも認められるわけではなく、資金需要者の利益を損なうような貸付が行われるおそれがあるとの理由でグループ会社と認める子会社の範囲からは除外されています(金融庁「規制の事前評価書」)。

3. 改正の経緯

現行法令上、グループ会社間の貸付や株主から合弁会社への貸付について、貸金業規制の適用除外とする旨の規定はなく、金融庁がいわゆるノーアクションレターで示してきた立場は以下のとおり、極めて厳格な例外のみを除き貸金業規制の適用対象となるというものでした。

➤ 親子会社間

- (1) A社がB社の議決権の50%超を所有する場合に、AB社間で行う貸付は、貸金業に該当しない。
- (2) A社がB社の議決権の40%以上50%以下を所有し、同一内容の議決権行使に同意している者等が所有するB社議決権と合計すると所有割合が50%超となる場合に、A社からB社に対して行う貸付や、A社がC社の議決権の40%以上50%以下を所有し、C社の取締役の過半数がA社の役員や使用人等である場合に、A社からC社に対して行う貸付は、貸金業に該当する。
- (3) A社の100%子会社B社から、A社が議決権の85%を所有する兄弟会社C社や90%を所有する兄弟会社D社への貸付は、貸金業に該当する。

➤ 合弁会社

- (1) 議決権の50%を所有する出資者からの合弁会社への貸付は貸金業に該当する。
- (2) 合弁会社の議決権の50%ずつをそれぞれ所有する共同出資者ABが、同時・同額・同条件で行う合弁会社への貸付で、各出資者所有の株式に譲渡制限が付され、株主間契約により相手方の同意を得ない第三者への譲渡が禁止されているものは、貸金業に該当しない。

貸金業の登録を受けるためには常務役員のうちに貸付業務に3年以上従事した経験を有する者が必要等の種々の要件を満たさなければならず(貸金業法6条1項15号、同施行規則5条の4第1項2号)、ハードルは低いとは言えない一方、グループ会社間の貸付や株主から合弁会社への貸付については、会社グループとしての最適なキャッシュマネジメントシステムの構築の必要性や、柔軟かつ機動的に資金提供を行うニーズが高く、このような場合にも貸金業の登録を要求することは、「貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」という貸金業法の趣旨(1条参照)に照らしても過剰ではないかと疑問視されてきたところでした。

本件改正は、この問題に対応し、円滑な金融を可能としたものといえます。

4. 改正による影響

本件改正は、貸金業の登録を行わずに行いうる企業グループ内での貸付の範囲を拡大し、合弁会社への貸付で要求されていた出資者による同時・同条件での貸出などの厳格な要件を撤廃して、貸金業規制除外範囲を明文で拡大するものであり、これにより、企業グループ内での機動的・柔軟な資金融通、外部からの資金調達の一歩による事務コストや金利負担の軽減、さらに合弁会社への柔軟な資金提供が可能となります。